

厚生労働省発健生1027第2号  
令和5年10月27日

厚生科学審議会  
会長 福井 次 矢 殿

厚生労働大臣  
武見 敬



諮 問 書

下記について、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第4条第4項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

- ・難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針の変更について